

第 27 号議案

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 3 年 3 月 3 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

食品衛生法等の改正に伴い規定を整備するとともに、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等について規定を整備する必要がある。

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

第1条 中野区事務手数料条例（昭和33年中野区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の14の項から47の項までを次のように改める。

14	食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査	(1) 飲食店営業許可申請手数料 ア 飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。） 18,300円 イ 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業 5,600円 (2) 飲食店営業許可更新申請手数料 ア 飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。） 8,900円 イ 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業 2,700円	許可申請のとき 更新申請のとき
15	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査	(1) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料 7,200円 (2) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可更新申請手数料 5,100円	許可申請のとき 更新申請のとき
16	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	(1) 食肉販売業許可申請手数料 11,500円 (2) 食肉販売業許可更新申請手数料 5,700円	許可申請のとき 更新申請のとき
17	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	(1) 魚介類販売業許可申請手数料 11,500円 (2) 魚介類販売業許可更新申請手数料 5,700円	許可申請のとき 更新申請のとき
18	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	(1) 魚介類競り売り営業許可申請手数料 25,200円 (2) 魚介類競り売り営業許可更新申請手数料 12,600円	許可申請のとき 更新申請のとき

19	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	(1) 集乳業許可申請手数料 1 1,500円 (2) 集乳業許可更新申請手数料 5,700円	許可申請の とき 更新申請の とき
20	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	(1) 乳処理業許可申請手数料 2 5,200円 (2) 乳処理業許可更新申請手数料 12,600円	許可申請の とき 更新申請の とき
21	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	(1) 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料 25,200円 (2) 特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料 12,600円	許可申請の とき 更新申請の とき
22	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査	(1) 食肉処理業許可申請手数料 2 5,200円 (2) 食肉処理業許可更新申請手数料 12,600円	許可申請の とき 更新申請の とき
23	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	(1) 食品の放射線照射業許可申請手数料 25,200円 (2) 食品の放射線照射業許可更新申請手数料 12,600円	許可申請の とき 更新申請の とき
24	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	(1) 菓子製造業許可申請手数料 1 6,800円 (2) 菓子製造業許可更新申請手数料 8,400円	許可申請の とき 更新申請の とき
25	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	(1) アイスクリーム類製造業許可申請手数料 16,800円 (2) アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料 8,400円	許可申請の とき 更新申請の とき
26	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査	(1) 乳製品製造業許可申請手数料 25,200円 (2) 乳製品製造業許可更新申請手数料 12,600円	許可申請の とき 更新申請の とき
27	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく清涼	(1) 清涼飲料水製造業許可申請手数料 25,200円 (2) 清涼飲料水製造業許可更新申請	許可申請の とき 更新申請の

	飲料水製造業の許可の申請に対する審査	手数料 12,600円	とき
28	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	(1) 食肉製品製造業許可申請手数料 25,200円 (2) 食肉製品製造業許可更新申請手数料 12,600円	許可申請のとき 更新申請のとき
29	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査	(1) 水産製品製造業許可申請手数料 19,200円 (2) 水産製品製造業許可更新申請手数料 9,600円	許可申請のとき 更新申請のとき
30	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく冰雪製造業の許可の申請に対する審査	(1) 冰雪製造業許可申請手数料 25,200円 (2) 冰雪製造業許可更新申請手数料 12,600円	許可申請のとき 更新申請のとき
31	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査	(1) 液卵製造業許可申請手数料 13,200円 (2) 液卵製造業許可更新申請手数料 7,800円	許可申請のとき 更新申請のとき
32	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	(1) 食用油脂製造業許可申請手数料 25,200円 (2) 食用油脂製造業許可更新申請手数料 12,600円	許可申請のとき 更新申請のとき
33	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	(1) みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料 19,200円 (2) みそ又はしょうゆ製造業許可更新申請手数料 9,600円	許可申請のとき 更新申請のとき
34	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査	(1) 酒類製造業許可申請手数料 19,200円 (2) 酒類製造業許可更新申請手数料 9,600円	許可申請のとき 更新申請のとき
35	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査	(1) 豆腐製造業許可申請手数料 16,800円 (2) 豆腐製造業許可更新申請手数料 8,400円	許可申請のとき 更新申請のとき

36	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査	(1) 納豆製造業許可申請手数料 16,800円 (2) 納豆製造業許可更新申請手数料 8,400円	許可申請のとき 更新申請のとき
37	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく麺類製造業の許可の申請に対する審査	(1) 麺類製造業許可申請手数料 16,800円 (2) 麺類製造業許可更新申請手数料 8,400円	許可申請のとき 更新申請のとき
38	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査	(1) そうざい製造業許可申請手数料 25,200円 (2) そうざい製造業許可更新申請手数料 12,600円	許可申請のとき 更新申請のとき
39	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	(1) 複合型そうざい製造業許可申請手数料 35,200円 (2) 複合型そうざい製造業許可更新申請手数料 23,300円	許可申請のとき 更新申請のとき
40	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	(1) 冷凍食品製造業許可申請手数料 25,200円 (2) 冷凍食品製造業許可更新申請手数料 12,600円	許可申請のとき 更新申請のとき
41	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	(1) 複合型冷凍食品製造業許可申請手数料 35,200円 (2) 複合型冷凍食品製造業許可更新申請手数料 23,300円	許可申請のとき 更新申請のとき
42	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査	(1) 漬物製造業許可申請手数料 13,200円 (2) 漬物製造業許可更新申請手数料 7,800円	許可申請のとき 更新申請のとき
43	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	(1) 密封包装食品製造業許可申請手数料 19,200円 (2) 密封包装食品製造業許可更新申請手数料 9,600円	許可申請のとき 更新申請のとき
44	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品	(1) 食品の小分け業許可申請手数料 16,800円 (2) 食品の小分け業許可更新申請手	許可申請のとき 更新申請のとき

	の小分け業の許可の申請に対する審査	数料 8,400円	とき
45	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	(1) 添加物製造業許可申請手数料 25,200円 (2) 添加物製造業許可更新申請手数料 12,600円	許可申請のとき 更新申請のとき
46及び47	削除		

別表第2の65の15の項中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改め、同表70の項を次のように改める。

70	削除		
----	----	--	--

別表第2の70の2の項から70の4の項までを削る。

別表第2の84の6の項及び84の7の項を次のように改める。

84の6	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について91の2の項に掲げる額（当該申出に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに86の2の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について125の2の項に掲げる額の手数を加えた額）の手数を加えた額) (1) 当該申請に併せて区長が指定する者（次項において「適合性確認機関」という。）が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 ア 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項にお	認定申請のとき
------	--	---	---------

いて同じ。)の申請の場合
4,700円

イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。)の住戸ごとの申請の場合

(ア) 申請戸数が1戸のもの
4,700円

(イ) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの 9,400円

(ウ) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの 16,000円

(エ) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの 27,000円

(オ) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの 45,000円

(カ) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの 82,000円

(キ) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの 131,000円

(ク) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの 170,000円

(ケ) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの 185,000円

ウ 共同住宅等の一の建築物の申請の場合(住戸の部分(人の居住の用途に供する部分に限る。以下この項及び次項において同じ。)に限る。)

(ア) 建築物の総戸数が1戸のもの
4,700円

(イ) 建築物の総戸数が2戸以上5

戸以下のもの 9,400円

(ウ) 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの 16,000円

(エ) 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの 27,000円

(オ) 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの 45,000円

(カ) 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの 82,000円

(キ) 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの 131,000円

(ク) 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの 170,000円

(ケ) 建築物の総戸数が301戸以上のもの 185,000円

エ 共同住宅等の一の建築物の申請の場合（共用廊下等の部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）に限る。）

(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,300円

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 16,000円

(ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 26,000円

(エ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 80,000円

(オ) 当該部分の床面積の合計が

5,000平方メートルを超え
10,000平方メートル以内
のもの 126,000円

(カ) 当該部分の床面積の合計が1
0,000平方メートルを超え
25,000平方メートル以内
のもの 160,000円

(キ) 当該部分の床面積の合計が2
5,000平方メートルを超え
るもの 200,000円

オ 共同住宅等の一の建築物の申請
の場合（非住宅の部分（住戸の部
分及び共用廊下等の部分以外の部
分をいう。以下この項及び次項に
おいて同じ。）に限る。）

(ア) 当該部分の床面積の合計が3
00平方メートル以内のもの
9,300円

(イ) 当該部分の床面積の合計が3
00平方メートルを超え1,0
00平方メートル以内のもの
16,000円

(ウ) 当該部分の床面積の合計が
1,000平方メートルを超え
2,000平方メートル以内の
もの 26,000円

(エ) 当該部分の床面積の合計が
2,000平方メートルを超え
5,000平方メートル以内の
もの 80,000円

(オ) 当該部分の床面積の合計が
5,000平方メートルを超え
10,000平方メートル以内
のもの 126,000円

(カ) 当該部分の床面積の合計が1
0,000平方メートルを超え
25,000平方メートル以内
のもの 160,000円

(キ) 当該部分の床面積の合計が2
5,000平方メートルを超え
るもの 200,000円

カ 一戸建て住宅及び共同住宅等以
外の建築物の申請の場合

(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 9,300円

(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 16,000円

(ウ) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 26,000円

(エ) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 80,000円

(オ) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 126,000円

(カ) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 160,000円

(キ) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円

(2) (1)以外の場合

ア 一戸建て住宅の申請の場合 35,000円

イ 共同住宅等の住戸ごとの申請の場合

(ア) 申請戸数が1戸のもの 35,000円

(イ) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの 69,000円

(ウ) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの 97,000円

(エ) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの 137,000円

(オ) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの 197,000円

(カ) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの 283,000円

(キ) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの 385,000円

(ク) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの 508,000円

(ケ) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの 600,000円

ウ 共同住宅等の一の建築物の申請の場合（住戸の部分に限る。）

(ア) 建築物の総戸数が1戸のもの 35,000円

(イ) 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの 69,000円

(ウ) 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの 97,000円

(エ) 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの 137,000円

(オ) 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの 197,000円

(カ) 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの 283,000円

(キ) 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの 385,000円

(ク) 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの 508,000円

- (ケ) 建築物の総戸数が301戸以上のもの 600,000円
- エ 共同住宅等の一の建築物の申請の場合（共用廊下等の部分に限る。）
 - (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 109,000円
 - (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 138,000円
 - (ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 180,000円
 - (エ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 280,000円
 - (オ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 359,000円
 - (カ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 429,000円
 - (キ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 500,000円
- オ 共同住宅等の一の建築物の申請の場合（非住宅の部分に限る。）
 - (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 242,000円
 - (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 300,000円
 - (ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

もの 384,000円

(エ) 当該部分の床面積の合計が
2,000平方メートルを超え
5,000平方メートル以内の
もの 546,000円

(オ) 当該部分の床面積の合計が
5,000平方メートルを超え
10,000平方メートル以内
のもの 670,000円

(カ) 当該部分の床面積の合計が1
0,000平方メートルを超え
25,000平方メートル以内
のもの 789,000円

(キ) 当該部分の床面積の合計が2
5,000平方メートルを超え
るもの 900,000円

カ 一戸建て住宅及び共同住宅等以
外の建築物の申請の場合

(ア) 建築物の延べ面積が300平
方メートル以内のもの 24
2,000円

(イ) 建築物の延べ面積が300平
方メートルを超え1,000平
方メートル以内のもの 30
0,000円

(ウ) 建築物の延べ面積が1,00
0平方メートルを超え2,00
0平方メートル以内のもの 3
84,000円

(エ) 建築物の延べ面積が2,00
0平方メートルを超え5,00
0平方メートル以内のもの 5
46,000円

(オ) 建築物の延べ面積が5,00
0平方メートルを超え10,0
00平方メートル以内のもの
670,000円

(カ) 建築物の延べ面積が10,0
00平方メートルを超え2
5,000平方メートル以内の
もの 789,000円

(キ) 建築物の延べ面積が25,0
00平方メートルを超えるもの

		<p style="text-align: center;">900,000円</p> <p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料について、共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とし、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。</p>	
84の7	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p> <p>変更認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について91の2の項に掲げる額（当該申出に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに86の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について125の2の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）</p> <p>(1) 当該申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建て住宅の申請の場合 3,300円</p> <p>イ 共同住宅等の住戸ごとの申請の場合</p> <p>(ア) 申請戸数が1戸のもの 3,300円</p> <p>(イ) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの 6,600円</p>	<p>変更認定申請のとき</p>

- (ウ) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの 11,000円
 - (エ) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの 19,000円
 - (オ) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの 32,000円
 - (カ) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの 58,000円
 - (キ) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの 93,000円
 - (ク) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの 122,000円
 - (ケ) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの 134,000円
- ウ 共同住宅等の一の建築物の申請の場合（住戸の部分に限る。）
- (ア) 建築物の総戸数が1戸のもの 3,300円
 - (イ) 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの 6,600円
 - (ウ) 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの 11,000円
 - (エ) 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの 19,000円
 - (オ) 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの 32,000円
 - (カ) 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの 58,000円
 - (キ) 建築物の総戸数が101戸以

上 200 戸以下のもの 9
3,000 円

(ク) 建築物の総戸数が 201 戸以
上 300 戸以下のもの 12
2,000 円

(ケ) 建築物の総戸数が 301 戸以
上のもの 134,000 円

エ 共同住宅等の一の建築物の申請
の場合（共用廊下等の部分に限
る。）

(ア) 当該部分の床面積の合計が 3
00 平方メートル以内のもの
6,500 円

(イ) 当該部分の床面積の合計が 3
00 平方メートルを超え 1,0
00 平方メートル以内のもの
11,000 円

(ウ) 当該部分の床面積の合計が
1,000 平方メートルを超え
2,000 平方メートル以内の
もの 18,000 円

(エ) 当該部分の床面積の合計が
2,000 平方メートルを超え
5,000 平方メートル以内の
もの 56,000 円

(オ) 当該部分の床面積の合計が
5,000 平方メートルを超え
10,000 平方メートル以内
のもの 88,000 円

(カ) 当該部分の床面積の合計が 1
0,000 平方メートルを超え
25,000 平方メートル以内
のもの 112,000 円

(キ) 当該部分の床面積の合計が 2
5,000 平方メートルを超え
るもの 140,000 円

オ 共同住宅等の一の建築物の申請
の場合（非住宅の部分に限る。）

(ア) 当該部分の床面積の合計が 3
00 平方メートル以内のもの
6,500 円

(イ) 当該部分の床面積の合計が 3
00 平方メートルを超え 1,0

00平方メートル以内のもの

11,000円

(ウ) 当該部分の床面積の合計が
1,000平方メートルを超え
2,000平方メートル以内の
もの 18,000円

(エ) 当該部分の床面積の合計が
2,000平方メートルを超え
5,000平方メートル以内の
もの 56,000円

(オ) 当該部分の床面積の合計が
5,000平方メートルを超え
10,000平方メートル以内
のもの 88,000円

(カ) 当該部分の床面積の合計が1
0,000平方メートルを超え
25,000平方メートル以内
のもの 112,000円

(キ) 当該部分の床面積の合計が2
5,000平方メートルを超え
るもの 140,000円

カ 一戸建て住宅及び共同住宅等以
外の建築物の申請の場合

(ア) 建築物の延べ面積が300平
方メートル以内のもの 6,5
00円

(イ) 建築物の延べ面積が300平
方メートルを超え1,000平
方メートル以内のもの 1
1,000円

(ウ) 建築物の延べ面積が1,00
0平方メートルを超え2,00
0平方メートル以内のもの 1
8,000円

(エ) 建築物の延べ面積が2,00
0平方メートルを超え5,00
0平方メートル以内のもの 5
6,000円

(オ) 建築物の延べ面積が5,00
0平方メートルを超え10,0
00平方メートル以内のもの
88,000円

(カ) 建築物の延べ面積が10,0

00平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 112,000円

(キ) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 140,000円

(2) (1)以外の場合

ア 一戸建て住宅の申請の場合 18,000円

イ 共同住宅等の住戸ごとの申請の場合

(ア) 申請戸数が1戸のもの 18,000円

(イ) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの 37,000円

(ウ) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの 52,000円

(エ) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの 74,000円

(オ) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの 108,000円

(カ) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの 159,000円

(キ) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの 221,000円

(ク) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの 291,000円

(ケ) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの 342,000円

ウ 共同住宅等の一の建築物の申請の場合(住戸の部分に限る。)

- (ア) 建築物の総戸数が1戸のもの
18,000円
 - (イ) 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの
37,000円
 - (ウ) 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの
52,000円
 - (エ) 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの
74,000円
 - (オ) 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの
108,000円
 - (カ) 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの
159,000円
 - (キ) 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの
221,000円
 - (ク) 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの
291,000円
 - (ケ) 建築物の総戸数が301戸以上のもの
342,000円
- エ 共同住宅等の一の建築物の申請の場合（共用廊下等の部分に限る。）
- (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
57,000円
 - (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
72,000円
 - (ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
96,000円
 - (エ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
156,000円
 - (オ) 当該部分の床面積の合計が

5,000平方メートルを超え
10,000平方メートル以内
のもの 205,000円

(カ) 当該部分の床面積の合計が1
0,000平方メートルを超え
25,000平方メートル以内
のもの 247,000円

(キ) 当該部分の床面積の合計が2
5,000平方メートルを超え
るもの 290,000円

オ 共同住宅等の一の建築物の申請
の場合（非住宅の部分に限る。）

(ア) 当該部分の床面積の合計が3
00平方メートル以内のもの
123,000円

(イ) 当該部分の床面積の合計が3
00平方メートルを超え1,0
00平方メートル以内のもの
154,000円

(ウ) 当該部分の床面積の合計が
1,000平方メートルを超え
2,000平方メートル以内の
もの 198,000円

(エ) 当該部分の床面積の合計が
2,000平方メートルを超え
5,000平方メートル以内の
もの 290,000円

(オ) 当該部分の床面積の合計が
5,000平方メートルを超え
10,000平方メートル以内
のもの 361,000円

(カ) 当該部分の床面積の合計が1
0,000平方メートルを超え
25,000平方メートル以内
のもの 427,000円

(キ) 当該部分の床面積の合計が2
5,000平方メートルを超え
るもの 491,000円

カ 一戸建て住宅及び共同住宅等以
外の建築物の申請の場合

(ア) 建築物の延べ面積が300平
方メートル以内のもの 12
3,000円

	<p>(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 154,000円</p> <p>(ウ) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 198,000円</p> <p>(エ) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 290,000円</p> <p>(オ) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 361,000円</p> <p>(カ) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 427,000円</p> <p>(キ) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 491,000円</p> <p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とし、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。</p>	
--	--	--

別表第3を次のように改める。

別表第3（第2条関係）

事務	名称及び額	徴収時期
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	計画提出又は計画通知のと
	(1) 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この	

<p>関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>表において同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。）のみの場合</p>	1,000平方メートル未満のもの		き
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円	
(2) (1)以外の非住宅部分の場合	<p>モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量（以下この表において「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。2の項、5の項及び6の項に</p>	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700円	
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	235,700円	

において同じ。)による場合	0平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円
標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。2の項、5の項及び6の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円

		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円	
2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料			
	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			
	(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円	変更計画提出又は変更計画通知のとき
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000円	
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000円		
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの			

		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000円
(2) (1)以外の非住宅部分の場合	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円
		標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
		当該部分の床面積	257,100円

			の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000円	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000円	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円	
3	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第2の9の2の項に掲げる額（当該申出に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表86の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表125の2の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）			認定申請のとき
第1項	(1) 申請	ア 一戸建て住宅			5,100円
の規定に基づく建築物エネルギー消費性能の	に併せて建築物のエネルギー消費性能の	イ	ア 住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
		以外		当該住戸の床面積の合計が300平	21,000円
		の建築物			

能向上 計画の 認定の 申請に 対する 審査	向上に 関する 法律第 35条 第1項 各号に 掲げる 基準に 適合し ている ことを 示す書 類とし て区長 が定め るもの が提出 された 場合		方メートル以上 2,000平方メ ートル未満のもの		
			当該住戸の床面積 の合計が2,00 0平方メートル以 上5,000平方 メートル未満のも の	46,000円	
			当該住戸の床面積 の合計が5,00 0平方メートル以 上のもの	81,000円	
		一の 建築 物の 申請 の場 合	住宅部分（建築物 のエネルギー消費 性能の向上に関する 法律第11条第 1項に規定する住 宅部分をいう。以 下この表において 同じ。）	当該部分の床面積 の合計が300平 方メートル未満の もの	9,700円
				当該部分の床面積 の合計が300平 方メートル以上 2,000平方メ ートル未満のもの	21,000円
				当該部分の床面積 の合計が2,00 0平方メートル以 上5,000平方 メートル未満のも の	46,000円
				当該部分の床面積 の合計が5,00 0平方メートル以 上のもの	81,000円
				非住宅部分	当該部分の床面積 の合計が300平 方メートル未満の もの
			当該部分の床面積 の合計が300平 方メートル以上 1,000平方メ ートル未満のもの	16,700円	
			当該部分の床面積 の合計が1,00	27,100円	

			0平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円	
(2) (1)以外の場合	ア	一戸建て住宅	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円	
	イ	ア以外の建築物	住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
			当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円	

		当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円
		当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円
一の建築物の申請の場合	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円
非住宅部分	モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円

空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。）による場合	の 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円
標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円

					の		
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円	
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円	
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円	
4	建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 変更認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額（当該申出に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとと同表86の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表125の2の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）					変更認定申請のとき
		(1) 申請	ア	一戸建て住宅		3,700円	
			イ	ア	住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円
				以外		当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000円
				の建築物		当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	32,000円

ている
ことを
示す書
類とし
て区長
が定め
るもの
が提出
された
場合

		当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	57,000円
一の 建築 物の 申請 の場 合	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	32,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	57,000円
	非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円

			の		
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000円	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000円	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000円	
(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,200円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	27,000円	
	イ ア 以外の建築物	住戸ごとの申請の場合		当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円
				当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円
				当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000円
				当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以	197,000円

		上のもの	
一の 建築 物の 申請 の場 合	住宅部分	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル未満の もの	48,500円
		当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以上 2,000平方メ ートル未満のもの	81,000円
		当該部分の床面積 の合計が2,00 0平方メートル以 上5,000平方 メートル未満のも の	138,000円
		当該部分の床面積 の合計が5,00 0平方メートル以 上のもの	197,000円
非住宅 部分	モデル建物 法による場 合	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル未満の もの	61,100円
		当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以上 1,000平方メ ートル未満のもの	77,600円
		当該部分の床面積 の合計が1,00 0平方メートル以 上2,000平方 メートル未満のも の	102,100円
		当該部分の床面積 の合計が2,00 0平方メートル以 上5,000平方 メートル未満のも の	165,100円
		当該部分の床面積 の合計が5,00	216,000円

					0平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円
				標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	159,100円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000円
					当該部分の床面積の合計が10,0	535,000円

					00平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの			
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円		
5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 認定申請1件につき、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額							認定申請のとき
	(1) 申請	ア 一戸建て住宅				5,100円		
		イ ア 以外の建築物	住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円		
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円		
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円		
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円		
			非住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円		
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円		
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以	27,100円		

			上2,000平方メートル未満のもの	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円
(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	性能基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円
		モデル住宅法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,100円
			仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定	当該住宅の床面積の合計が200平

		める省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下この表において同じ。)による場合	方メートル未満のもの 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,100円
イ ア 以外 の建 築物	住宅 部分	性能基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)(i)若しくは(ii)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。以下この表において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円
	フロア入力法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この表において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,100円	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	58,000円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以	157,000円	

		上のもの	
仕様基準による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	58,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	157,000円
非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	309,000円

		0平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円
	標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円
		当該部分の床面積の合計が10,0	763,000円

				00平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円	
6	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更になっていることの証明	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更になっていることの証明手数料	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更になっていることの証明手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000円
						交付申請のとき

		00平方メートル以上のもの	
(2) (1)以外の非住宅部分の場合	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円
		標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以	257,100円

		上2,000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円

備考

- 1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の1の項(2)、2の項(2)、5の項(2)イ又は6の項(2)に掲げる標

準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

- 2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、同令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の3の項(2)イ又は4の項(2)イに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の1の項(1)の規定により算出した額とする。
- 4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料につい

て、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の2の項(1)の規定により算出した額とする。

- 5 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料（以下この表において「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。
- 6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。
- 7 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
- 8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床

面積の合計に応じて算出した額とする。

- 9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。
- 10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の3の項の規定により算出した額とする。
- 11 向上計画認定申請手数料等について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。
- 12 向上計画認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。
- 13 向上計画認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。
- 14 向上計画認定申請手数料等又は建築物エネルギー消費性能基

準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

15 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

16 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

第2条 中野区事務手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第2の65の4の項中「第1条の5」を「第2条の3」に改め、同表65の5の項中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同表65の7の項中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同表65の11の項中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同表65の15の項中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同表69の3の項中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中別表第2の65の15の項の改正規定 公布の日
 - (2) 第1条中別表第2の84の6の項及び84の7の項の改正規定並

びに別表第3の改正規定 令和3年4月1日

(3) 第1条中別表第2の14の項から47の項までの改正規定、同表70の項の改正規定、同表70の2の項から70の4の項までを削る改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 令和3年6月1日

(4) 第2条の規定 令和3年8月1日

(経過措置)

2 前項第3号に掲げる改正規定の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けて次の表の第1欄に掲げる営業を行っている者が、当該許可に係る営業を継続するために同表の第2欄に掲げる営業に係る食品衛生法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正後の食品衛生法（以下「新食品衛生法」という。）第55条第1項の許可の申請を行う場合は、当該申請に係る手数料に関する第1条（前項第3号に掲げる部分に限る。）の規定による改正後の中野区事務手数料条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定の適用については、次の表の第3欄に掲げる規定中同表の第4欄に掲げる字句は、同表の第5欄に掲げる字句とする。

飲食店営業（移動飲食店営業、臨時飲食店営業又は自動販売機によるものを除く。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	別表第2の14の項	18,300円	8,900円
	そうざい製造業	別表第2の38の項	25,200円	8,900円
飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に限る。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に限る。）	別表第2の14の項	5,600円	2,700円
飲食店営業（自動販売機によるものに限る。）	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	別表第2の15の項	7,200円	5,100円
喫茶店営業（自動販売	飲食店営業（移動飲	別表第2の	18,300円	5,700円

機によるものを除く。)	食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。)	14の項		
喫茶店営業（自動販売機によるものに限る。）	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	別表第2の15の項	7,200円	5,100円
菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	別表第2の14の項	18,300円	8,400円
	菓子製造業	別表第2の24の項	16,800円	8,400円
	食品の小分け業	別表第2の44の項	16,800円	8,400円
菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業に限る。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に限る。）	別表第2の14の項	5,600円	2,700円
あん類製造業	菓子製造業	別表第2の24の項	16,800円	8,400円
	食品の小分け業	別表第2の44の項	16,800円	8,400円
アイスクリーム類製造業	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	別表第2の14の項	18,300円	8,400円
	アイスクリーム類製造業	別表第2の25の項	16,800円	8,400円
乳処理業	乳処理業	別表第2の20の項	25,200円	12,600円
特別牛乳搾取処理業	特別牛乳搾取処理業	別表第2の21の項	25,200円	12,600円
乳製品製造業	乳製品製造業	別表第2の26の項	25,200円	12,600円
	食品の小分け業	別表第2の44の項	16,800円	8,400円
集乳業	集乳業	別表第2の19の項	11,500円	5,700円
食肉処理業	食肉処理業	別表第2の22の項	25,200円	12,600円
食肉販売業	食肉販売業	別表第2の16の項	11,500円	5,700円

食肉製品製造業	食肉製品製造業	別表第2の28の項	25,200円	12,600円
	食品の小分け業	別表第2の44の項	16,800円	8,400円
魚介類販売業	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	別表第2の14の項	18,300円	5,700円
	魚介類販売業	別表第2の17の項	11,500円	5,700円
魚介類競り売り営業	魚介類競り売り営業	別表第2の18の項	25,200円	12,600円
魚肉練り製品製造業	水産製品製造業	別表第2の29の項	19,200円	9,600円
	食品の小分け業	別表第2の44の項	16,800円	8,400円
食品の冷凍又は冷蔵業	冷凍食品製造業	別表第2の40の項	25,200円	12,600円
	食品の小分け業	別表第2の44の項	16,800円	8,400円
食品の放射線照射業	食品の放射線照射業	別表第2の23の項	25,200円	12,600円
清涼飲料水製造業	清涼飲料水製造業	別表第2の27の項	25,200円	12,600円
乳酸菌飲料製造業	乳処理業	別表第2の20の項	25,200円	8,400円
	乳製品製造業	別表第2の26の項	25,200円	8,400円
	清涼飲料水製造業	別表第2の27の項	25,200円	8,400円
氷雪製造業	氷雪製造業	別表第2の30の項	25,200円	12,600円
食用油脂製造業	食用油脂製造業	別表第2の32の項	25,200円	12,600円
	食品の小分け業	別表第2の44の項	16,800円	8,400円
マーガリン又はショートニング製造業	食用油脂製造業	別表第2の32の項	25,200円	12,600円
	食品の小分け業	別表第2の44の項	16,800円	8,400円
みそ製造業	みそ又はしょうゆ製造業	別表第2の33の項	19,200円	9,600円

	食品の小分け業	別表第2の44の項	16,800円	8,400円
しょうゆ製造業	みそ又はしょうゆ製造業	別表第2の33の項	19,200円	9,600円
	食品の小分け業	別表第2の44の項	16,800円	8,400円
ソース類製造業	密封包装食品製造業	別表第2の43の項	19,200円	9,600円
酒類製造業	酒類製造業	別表第2の34の項	19,200円	9,600円
豆腐製造業	豆腐製造業	別表第2の35の項	16,800円	8,400円
	食品の小分け業	別表第2の44の項	16,800円	8,400円
納豆製造業	納豆製造業	別表第2の36の項	16,800円	8,400円
	食品の小分け業	別表第2の44の項	16,800円	8,400円
麺類製造業	麺類製造業	別表第2の37の項	16,800円	8,400円
	食品の小分け業	別表第2の44の項	16,800円	8,400円
そうざい製造業	そうざい製造業	別表第2の38の項	25,200円	12,600円
	食品の小分け業	別表第2の44の項	16,800円	8,400円
缶詰又は瓶詰食品製造業	密封包装食品製造業	別表第2の43の項	19,200円	9,600円
添加物製造業	添加物製造業	別表第2の45の項	25,200円	12,600円

- 3 附則第1項第3号に掲げる改正規定の施行の際現に食品製造業等取締条例を廃止する条例（令和2年東京都条例第71号）による廃止前の食品製造業等取締条例（昭和28年東京都条例第111号）第7条の許可を受けて次の表の第1欄に掲げる営業を行っている者が、当該許可に係る営業を継続するために同表の第2欄に掲げる営業に係る新食品衛生法第55条第1項の許可の申請を行う場合は、当該申請に係る手数料に関する新条例別表第2の規定の適用については、次の表の第3欄に掲げる規定中同表の第4欄に掲げる字句は、同表の第5欄に

掲げる字句とする。

つけ物製造業	漬物製造業	別表第2の 42の項	13,200円	7,800円
	食品の小分け業	別表第2の 44の項	16,800円	7,800円
そう菜半製品等製造業	そうざい製造業	別表第2の 38の項	25,200円	7,800円
	食品の小分け業	別表第2の 44の項	16,800円	7,800円
調味料等製造業	密封包装食品製造業	別表第2の 43の項	19,200円	7,800円
魚介類加工業	水産製品製造業	別表第2の 29の項	19,200円	7,800円
	食品の小分け業	別表第2の 44の項	16,800円	7,800円
液卵製造業	液卵製造業	別表第2の 31の項	13,200円	7,800円